

3 売薬業の展開と配置売薬

売薬業の展開 さきにみたように『日本薬業史』は、享保期（一七二六—一七三五）以後の大和の名薬として、米田の三光丸と藤井の陀羅尼助をあげているが、三光丸と並んで同じ今住村（現御所市）の中嶋の蘇命散も著名であ

った。三光丸の創製は鎌倉末元応年間と伝えるが、『南葛城郡誌』は安永年間（一七七二—一七八四）の創製とし、『大和売薬史』によれば、蘇命散の創製は一六八九年（元禄二）としている。その他の薬については創製年代を明らかにしないが、豊心丹や陀羅尼助を別にすれば、大和売薬業の一般的な成立時期は、大和における薬種生産の発展や全国的な薬業の展開の動向からみて、江戸中期にこれを求めることができるであろう。

一七八一年（天明元）薬種屋合薬屋株設立の願出があったとき、すでに奈良町で二三人、在方に九八人の業者があり、一七九〇年（寛政二）には在方の仲間は一一七人に増加している（橋本家文書）。一八世紀の後半、大和の売薬業はかなり広汎な展開をみせていたといえよう。

薬種屋合薬屋仲間は、地域別にいくつかの組に分かれていたとみられるが、葛上・高市両郡の業者が属していた今住組については、幕末の状況をうかがうことができる。表3は今住組の仲間人数を示したものだが、株仲間の再興令（天保の改革で株仲間の解散が命じられた）が出た一八五一年（嘉永四）以降急速に増えているのが目をひく、おそらくは配置売薬の興隆とかかわったことであろう。なお、一八六〇年（安政七）当時高田組では一二〇人の薬種屋合薬屋のあったことが知られる（並川文書）。

第2章 大和売薬の成立と展開

表3 今住組薬種・薬合屋数

	郡名	薬種屋	和薬種屋	合薬屋	計
嘉永 4 ⁽¹⁾ (1851)	高市郡	1		4	5
	葛上郡	3		27	30
	計	4		31	35
安政 7 ⁽²⁾ (万延元) (1860)	高市郡	1	1	9	11
	葛上郡	8	12	46	66
	計	9	13	55	77
文久 3 ⁽³⁾ (1863)	高市郡	1	2	13	16
	葛上郡	9	20	47	76
	計	10	22	60 ⁽⁴⁾	92

注(1) 嘉永4年6月「今住組薬種合薬渡世人印形帳」(米田家文書,『資料編』不収録)

(2) 『資料編』I-2-15 米田家文書一

(3) 『資料編』I-2-15 米田家文書二(葛上郡合薬屋6人脱落)

(4) 他に吉野郡1名

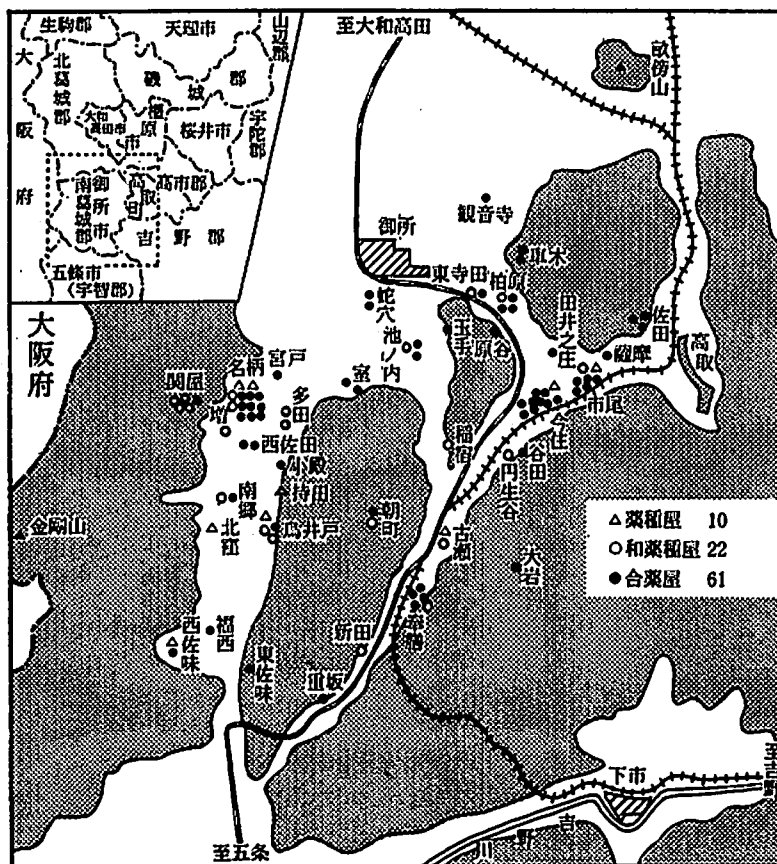


図2 文久三年(一八六三)今住組の業者分布

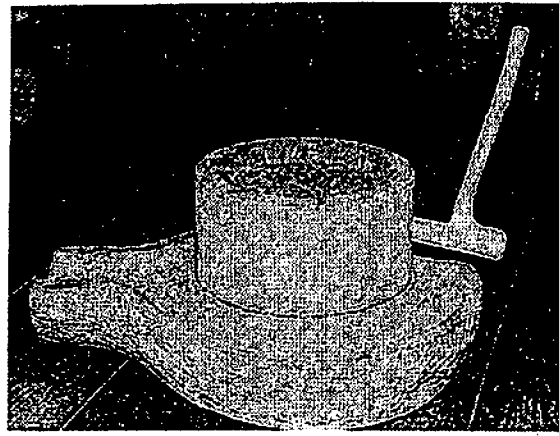
(文久三年八月「組合取極連印帳」による。
奥田修三「大和の売薬」収載図を一部補訂)

いま一八六三年(文久三)の今住組に属する業者(吉野郡大岩村の一人を含めて九三人)の分布を示すと、図2のとおりである。

合 薬

薬剤の調製にあたったのが合薬屋だが、中には今住の米田家や中嶋家のように薬種屋を兼ねる場合もあった。しかし、多くの合薬屋は、薬種屋から原料を得て製薬に従っていたと思われる。薬種屋は、国産の薬種のほか、大坂道修町の薬種問屋から唐薬なども仕入れていたであろう。国産の薬種のみを取扱う者をとくに和薬種屋と呼んで区別している。

合薬屋は、のちの史料に「私儀（中嶋太兵衛）先祖より百姓作間に合薬商売仕り」（中嶋家文 書一六）「私儀（越部村要助）御高二十五石余所持百姓相統罷り在り、先年より作間稼に合薬商売仕来り」（同五）とあるように、農家の副業として始めたものがほとんどだったとみられる。さきに見たように多くの場合複数の薬を調製したが、若干の奉公人を使用する合薬屋においても、製薬は家内手工業の域を脱せず、生産要具も薬研・臼・乳鉢・押板・篩ふるい・製丸器などごく簡単なものであった（大量の薬種を粉末にするため、水車を利用することもあった）。



石 臼

その製法はいわゆる「家伝」「家法」であり、秘法として他に洩れることは厳重に警戒されていた。したがって分家に際しても「別帳薬法之儀ハ一子相伝之書ニ候ヘハ他見他言決して致間舗事」（中嶋家文書七）の一条が指示されていたし、奉公の場合も「御家法之儀ハ決而他言仕間舗候事」（同三）「相定年季滞り無く相勤め、御暇給り候後にても、又は不奉公仕り候共、当国ハ勿論何国にても同商売いたし申間舗候事」（同三）などと明記した一札を入れなくてはならなかった。また、一五歳から丸一三年の奉公を終えるにあたってその父親が「同商売ハ当国ハ勿論何国ニても決して致させ間敷候」と一札を入れた例もある（同六）。

薬種屋合薬屋 大和における売薬業の発展を背景に、一七八一年（天明元）奈良北袋町の藤兵衛と広瀬郡箸尾村（現株 仲 間 広陵町）の太兵衛の兩人が、薬種屋合薬屋組合株の結成を奈良奉行に願ひ出た（奥田修三「大和の売薬」（日本産業史大系6所収））。

翌八二年の奈良奉行堀田相模守の伺書（橋本家（文書））によれば、（一）所によって薬種の値段などに高下があるなど取引がまちまちなので、兩人を組合頭として取締り、不良の薬種や和薬を調べ紛わしいものがあれば組合頭から訴えさせるようにする、（二）仲間の薬種屋・合薬屋から毎年一五匁ずつ差出させ、そのうち半分は冥加金として納めさせ、残金は諸入用として兩人にとらせるようにするのだという。そして、これについては在方の業者九八人は同意しているが、奈良町の二三人が別株を希望（冥加金として銀一〇枚ずつを納める）、願人の藤兵衛・太兵衛兩人も支障がないといっているのだが如何がしたもののやご意向を伺いたいとしている。藤兵衛・太兵衛兩人からの願は一七八三年（天明三）五月に許可された。奈良町の業者を別株として在方業者九八人による薬種屋合薬屋株仲間が結成され、藤兵衛・太兵衛兩人が組合頭、仲間取締になつて冥加金七三五匁（一人一五匁宛、一四七〇匁の半分）を納めることに決まつた（辻家文）。

天保の改革で株仲間はいったん解散されるが、一八五一年（嘉永四）再興令が出て文化年間以前の状態に復することになった。再興令をうけて、それぞれの業者が渡世筋の現況を奈良奉行に届け、薬種株・合薬株は、質屋株・三商売株（古手、古鉄、古道具）とともに旧に復することになった。ところが、株仲間の再編がすすむ過程で、こんな事件がおこっている。その背後に、株仲間の停止中、旧仲間以外に新興の業者が台頭してきていたという事情があった。一八五四年（嘉永七）奈良北袋町の墨屋助蔵（薬種名目銀の貸付などしていたらしい）が、薬種渡世でないにもかかわらず薬種屋合薬屋組合頭になったのをいいことに、新規に和薬株の結成を企て、これに加わらない薬種屋には（もとの薬種屋合薬屋仲間の者であっても）百姓から一根たりとも薬種を売らせないようにしようとしたばかりか、質屋並三商売組頭



札 鑑 薬 合

の奈良橋本町の庄作とともに、自分たちの息のかかった者を年行司にたてて年八諸入用など多額の金銭を取立てようとしたのである（角尾家）。これに対し、天領の村々から五條代官所に反対の陳情があり、五條表御用達源兵衛の取扱いで、八月、助蔵と詰合惣代（大庄屋格の者で奉行所に詰めた）との間でおよそ次のような約定がまとまり（辻家文）、一件は落着したかにみえた。

- 一、助蔵の手先の年行司を断わり、助蔵と惣代庄屋が相談のうえ年行司を決めること
- 一、冥加金は新たに決った年行司が収集めて助蔵に納めること。諸入用銀も助蔵に納めること
- 一、新規に和薬組合をつくらないこと
- 一、薬種先銀といって先貸しするようなことはしないこと

ところが助蔵は、この約定に背いて和薬株の木札をつくり、その鑑札料をとるとともに手先の年行司と馴合い年八諸入用をきびしく取立てようとしたらしく、翌一八五五年（安政二）二月、またも惣代庄屋から五條代官所へ陳情に及んでいる（角尾家）。翌五六年十二月、蛇穴村年寄平右衛門と御所町年寄伊右衛門の兩人が取扱人となって追約定がかわされ、（一）助蔵手先の年行司で不都合の者は差替えること、（二）新鑑札から廻の小印を除き、国産薬種一業に限って新規の稼人を認め、「仲間先規仕来之通取締」ることで和談が整い、其他については、源兵衛の取扱いで取交わした一

八五四年(安政元)八月の約定を守るということで落着した(辻家文)。

仲間規約

こうして助蔵が企てた新規の和薬種仲間は、その結成をみることなく終り、新たに台頭してきた業者も加えて、以前の薬種屋合薬屋仲間の再編をみたものとみられる(天明の株仲間結成のときはわからぬが、このときに南都薬種取締所が設けられたらしく、助蔵が組合取締に就任していることが知られる)。程なくその組織をかためることができたのであろう、一八六〇年(安政七)二月仲間規約を定め、大和国中の仲間一同が組ごとにこれに連印している。今住組と高田組の「国中組合取極連印帳」が残されているが(米田家文書一)、今住組の場合、薬種屋九人、和薬種屋一三人、合薬屋五五人、計七十七人が名を連ね、高田組の場合は一二〇人が名を連ねている。その規約の要点を摘記すれば、およそ次のとおりである。

一、公議から仰出された趣意を守るべきは勿論、南都薬種取締所からの定法書の通仲間一統不作法のないようにすべきこと

一、近来和漢薬種売買の定法がくずれ、近薬は至って下直に、素人に分りかねる遠薬は高直になっていた、目方が不足したりしているが、こうした不正の売買は絶対にあってはならないこと

一、近年斤目不同につき京・大坂の定法の通りに調製、一斤式百匁とすること

一、近年人参そのほか唐薬に似せた紛らわしい品を売りまわる者があるようだが、不正薬種は人命にかかわることだから、組合で念を入れ、そんな手合いがあれば年行司惣代へ届出ること

一、他国の医家に対し薬種の商いをしたり、他国から当国へ来て薬種など直売りをすることは禁止の取極めになっているのに、近来他国商人が入り込み医家その他に直売りする者がいる。そのような商人は見つけ次第住所氏



安政7年(1860)今住組「国中取極連印帳」

名を聞取って届出ること

一、薬種並に合薬株をもって、薬店同様に医家へ商いをしないこと

一、薬種並に合薬株で山方へ直買したり他国へ出荷するなど、和薬種屋の差支えになるようなことはしないこと

一、組合仲間以外の者を手先に使ったり、奉公人と偽ったりして和薬種を買廻らせている者があるが、こういうことは絶対してはならないこと。奉公人の手が足りないときは、同じ渡世の者に中買させるようにすること

一、合薬仲間の者は薬を調合して販売するほか、薬種・染料・絵能具・香具・砂糖類の小売渡世をしているが、そのため仲間の差支えになるようなことはしてはならないこと

一、合薬仲間の者は、それぞれの「家伝之秘法売弘之薬」と同じ銘柄や紛らわしい薬は互いに差控えることはもちろん

と
 ん、売場置合先で他の薬を誹謗したり、値下げ競争をするようなことは慎み、互に「実意正路」に商売すること

一、薬種屋・合薬屋の使用人で、奉公をやめたり年季を済ました者は、先主と応対のうえでないと言抱えてはなら

ないこと。また、奉公人の心得違いから持出した品物だとわかったら、その主人に知らせ、決してこれを買入れてはならないこと

一、薬種札を譲り受けた場合には、行司に届け、仲間に披露のうえ取締所に申出ること。仲間振舞料二両は年行司へ出金すること

一、薬種の売掛代銀不払いの向きがあるが、その者については仲間へ披露して勘定をすますまで互に商内を差控えること

一、国中の年行司の参会は、毎年二月八日と定めているが、その参会費・旅費として薬種屋は銀五匁、和薬種屋・合薬屋は二分五厘を毎年九月に行司まで届けること。年行司に差支えがあれば、確かな名代を出して決して欠席しないこと

なお、一八六三年(文久三)の今住組「組合取極連印帳」も残されているが(米田家)、これには、(一)取締所印鑑手板を持たない他国商人には、薬種・合薬類を自儘に売廻らせてはならない、(二)当国の薬種屋は、無株の者に漢蘭薬種類を売込み、素人に買持たせてはならない、(三)組合外の素人でひそかに漢蘭薬や和薬種類を買持したり、質流れといって売る者があれば、年行司から申出よ、(四)他国の者を手引きして地方・山方をまわって直買させたり、素人で和薬類の売買に従う者があれば年行司から取締所へ申出よ、(五)組合の外紛らわしい素人荷物の運送でもめごとがあるようだが、そんなことのないよう荷継問屋に交渉、問屋で届先など確かめさせること、(六)合薬組合では前々からの仕来りを守り、和薬類が多くても斤売・両売をしてはならない、(七)仲間に参加してはいない他国売薬取次所は薬の取次をしてはならない、などとあって、仲間外の営業を排除して仲間の独占的営業を守ろうとする事項が大半を占めている。

配置売薬

ところで大和売薬の特色は、富山の売薬同様、その販売方法にあった。行商による配置売薬がそれである。これは、現金売に対し置換売と呼ばれたもので、「半年乃至老年前之ヲ預ケ置、后チ巡廻シテ服用の分ノミ代価ヲ取集ル」方法である（明治一三年「売薬規則改正」
「致願書」中嶋家文書四〇）。すなわち、売子と称せられた行商人が諸国の顧客の家々に出向き、あらかじめ数種の薬剤を選んで薬箱または薬袋に入れて預けて置き、随時その家の服用に供し、翌年の行商季節にその家に出向き、さきに配置した薬箱（薬袋）を調べ、服用した分の代価を受取り、その薬剤を補充するとともに残った分については新しい薬と引きかえ、配置を継続していく一種の掛売制度であった。医療施設が整備されていない当時、わけても農山村や漁村では、一定の種類と数量の薬を常備することになる配置売薬は、緊急必要時に医療にかわる役割りを果たすとともに、病氣に対する日ごろの不安を軽減することにも役立った。またその掛売的制度は、現金収入が不定期な農家や漁民にとって好都合な支払方法であった。配置売薬の社会的意義は、大きかったといわなければならない。

ことわるまでもなく配置売薬の先駆となったのは富山であった。富山の売薬行商は、すでに早く近世初期に始まり、一六九〇年（元禄三）江戸城中で、藩主前田正甫が反魂丹によって三春城主の腹痛をなおした事件を契機に（居合せた諸大名が国元への反魂丹の売弘めを懇望したという）、中国・九州地方から全国へと、その行商圏を拡大していったという（富山県
「薬史」）。大和の場合は富山に比べてかなり遅れたとみられるが、いつごろから始まったのか、これについて物語る史料はない。しかし、一八一三年（文化一〇）市尾村の東谷善七郎が今住村の中嶋太兵衛から家伝の目薬を東国へ売弘めさせてもらうにあたって「是迄御弘メ被成候当国者勿論西国三十三ヶ国ハ老軒ニ而茂相改メ申間敷候」と一札を入れているのをみると（中嶋家
「文書一」）、すでにこのころには、大和売薬の行商圏は、西国三十三ヶ国はもとより東国にも及ぶよ

うになっていたものと推定される。この東国がどの範圍を指しているのかはわからないが、一八五七年(安政四)の太兵衛と善七郎の約定書などに「東三拾三ヶ国」とみえるから(中嶋家文、書一九)、遅くも幕末のこのころにはほぼ全国に行商圏がひろがるようになっていたといえよう。

合薬屋の経営が製薬と販売の両面から成り立っており、売薬行商には、はじめ製薬業者自身が出向いたであろう。文政年間(一八二八)今住村の合薬屋米田徳七郎丈助が播磨・摂津・和泉・山城・近江・美濃・尾張・伊勢・伊賀方面へ積極的な行商を試み、大いに販路をひろげたという(南葛城郡誌)。同じく中嶋太兵衛は、一八三九年(天保一〇)「私儀先祖より百姓作間に合薬商売仕来り諸国へ売弘メ罷有」と述べている(中嶋家文、書一五)。もちろん、製薬の合間を利用して奉公人にも行商させたであろう。奉公人が年季明けに際し、行商場所・得意先を譲り受け、売子として独立する場合もあった。一八七五年(安政四)の史料によると、一八一三年(文化一〇)中嶋太兵衛から東国への行商を認められた前述の市尾村善七郎は、もと中嶋家の奉公人だったという。その際、中嶋家家伝の一粒千金丹・藤本目薬・そめいさんのうち、眼薬の製法も伝授されているから、いわゆる暖簾分けだったといえよう。また、一八六〇年(万延元)の一札にも「私悴良助御当家におゐて長々御召使下され、其上此度讃州一ヶ国当家様合薬類御名印等其儘ニ而売弘メ仕り度旨相願候処、御承知成下され、之ニ依り右之外之國へハ決して入込申間舖候」(中嶋家文、書二六)とある。配置売薬がさかんになるにつれて、農閑期を利用して行商に従う農民もふえていった。小農民にとって売薬行商は、恰好の余業収入になったからである。

こうした売子たちは、はじめ特定の製薬業者||合薬屋の薬剤のみをうけて行商に赴いたとみられるが、明治以降になると複数の製薬業者から薬剤をうけて行商配置するものもあらわれてくる。それとともに比較的経営規模を大きく

した製薬業者は、自ら行商に出かけたり奉公人を行商に遣したりしなくなっていくわけで、製造過程と販売過程がしだいに分化するようになっていく。

得意帳

ところで配置売薬の運営の中心をなしたのは得意帳（合薬仕似セ帳、富山では懸物帳と称した）であった。ことわるまでもなく得意帳は、売場得意先を記入した帳簿だが、配置薬の得意先ごとの掛帳であるわけだから、配薬上の債権的価値をもったのは当然であろう。のみならず得意帳は、過去の営業成績、現在の配置薬価、将来の売薬可能性などの暖簾的価値をあわせもつものであった。したがってそれは一種の財産と考えられ、売買の客体となった。たとえば一八三四年（天保五）の中嶋家の「分家譲り目録」（中嶋家文書六）も、

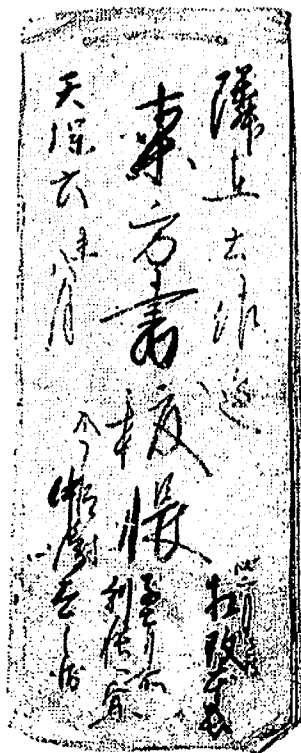
分家譲り状目録

- 一、当国宇陀郡 得意数 貳百五拾軒
- 一、同奈良山中 同断 百八拾貳軒
- 一、伊州一國 同断 千七百四拾軒
但し阿保在ハ本家附
- 一、山城木津在長池在宇治伏見迄 同断
- 但シ京都並ニ波瀬ハ八幡迄ハ本家附
- 一、近江一國 同断

合

右之仕込式ヶ年分銀高（銀高記載ナシ）

（以下略）



得意帳

という風に、得意先したがってその帳面を、合薬書や製法道具、家屋舗や家具調度の類に先んじて財産の筆頭に数えていた。また、たとえば次のような証文（中嶋家文）を取りかわして得意帳の売買が行われた。

差入申譲り証文之事

一、合薬仕似セ摂河泉帳面合式拾八冊

但シ得意数帳面表通

右者同郡森脇村西河屋源之助名前にて売弘メ来り候処、今般要用ニ付其許へ相譲り、礼銀として銀考貫目取切ニ遣され、たしか慥ニ請取申候、右得意帳面残らず相渡し申候、右ニ付他借買掛り等決して御座無く候、尚又薬名は勿論姓名共其許御勝手ニ御用ひ成さるべく候、然ル上ハ源之介名代治良兵衛儀右売渡場所へハ決して立入らせ申間敷候、若心得違ニて入込候節ハ我等方ヨリ省略致し、少しも御差支等致させ申間舗候、尚外方より故障申者曾て御座無く候、万一違乱妨申者之れ有り候ハバ何方までモ我等罷出、急度埒明聊も御損難相懸ケ申間敷候
後日の為合薬仕似せ譲り証文の如し

天保八酉年（一八三七）

七月

葛上郡

名柄村

薬屋利兵衛印

証人

同 弥兵衛印

今住村

太兵衛殿

こうした得意帳の売買についての史料は、わずかしが残っていないが、中嶋家文書によれば表4の五例がみられる。

表4 得意帳の売買例

年月	売主	買主	売場先・得意数・帳数	価格	備考
天保七、四 (一八三六)	綿屋嘉右衛門	中島太右衛門	大坂並近在播州路 三〇〇〇軒	銀二貫	判木諸道具共
天保七、九	大坂天瀧天神表 某	和州 薬屋太兵衛	大坂並近在撰州路二五〇〇軒帳面	銀二貫	判木諸道具共
天保八、二 (一八三七)	今住村 太兵衛	紀州切目本村 沢井雄元	(紀州)在田・日高兩郡 一二冊	六〇兩	家伝薬法書抜一通共
天保八、七	葛上郡名柄村 薬屋利兵衛	今住村 太兵衛	撰河泉・播州・備前 二八冊	銀一貫	
元治二、三 (一八六五)	今住村 太兵衛	紀州伊都郡向添村 米屋七兵衛	吉野郡十津川郷・川上郷 紀州熊野一円 二冊	二六〇兩	薬法伝授
明治三、六 (一八七〇)	今住村 勝右衛門	今住村 太兵衛	備前国岡山並隣在 二〇〇〇軒 五冊	一一兩	

配置行商を 富山の売薬商人は、全国を二〇前後の行商地域に分け、これに従って関東組・五畿内組・九州組・めぐって 薩摩組などという風に仲間組をつくり、旅先藩との交渉や内部の統制にあたったが(富山県)、大和

売薬については、そうした行商組織の存在について物語る史料はない。富山売薬の場合は藩の積極的な保護があったが、大和の場合は、大名領のほか幕府領・旗本領・寺社領などが錯綜して、売薬に対する領主の統一的な保護が得られなかったことにもよるものであろう。したがって、富山では仲間組の仕事であった旅先藩との交渉なども、大和

では個々の業者がこれにあたらねばならなかったようである。一八五〇年(嘉永三)中嶋太兵衛から常宿の宇左衛門と連名で、その土地は不明だが行商場所の責任者とみられる切目屋市大夫と新屋八郎に宛てた指入一札が残されていて(中嶋家文書一八)、そこには、(一)不正薬や粗薬をつくって売らないこと、(二)当所へ入込次第毎年一定の冥加銀を納めること、(三)仲間の売薬上包を使ったりしないこと、(四)得意先へ格別の代価を求めたりしないこと、とある。

この中嶋家が、紀州への売薬行商について個人的に交渉にあたったことを物語る一連の文書がある(中嶋家文書四)。すでに文政初年(文政元)ごろには紀州へ行商していたようだが、程なく吉野郡越部村の親類要助に、薬法とともに紀州の得意帳を譲ったという。越部村が紀州藩領だったので、紀州への売薬行商には要助を使うのが得策であると考えたのであろう。そのため、一八二六年(文政九)紀州藩が「他国売薬人御差留」の措置をとったときも、要助から願出て引続き行商が認められ、太兵衛から越部村役人宛世話料として毎年銀四三匁を差出すことにしている。ところが実際には、要助は製薬を行わず、中嶋家の薬を太兵衛・要助および要助の甥幸介が「相互廻在」して配置していたらしい。一八二八年、要助はたんに取次売をしているにすぎないとしてお咎めがあり、以後は要助が「手製ニ仕り売申候」という託を入れ、ついで三〇年には紀州藩のきまりに従って岩出口銀を上納することを申出て、昨年農事多忙につき中絶した紀州への廻在を願出ている。太兵衛が幸助と偽って行商にまわったこともあったらしく、三二年(天保二)託状を差出したりもしている。特別な例かもしれないが、売薬行商をめぐる苦勞が大きかったことが察せられる。

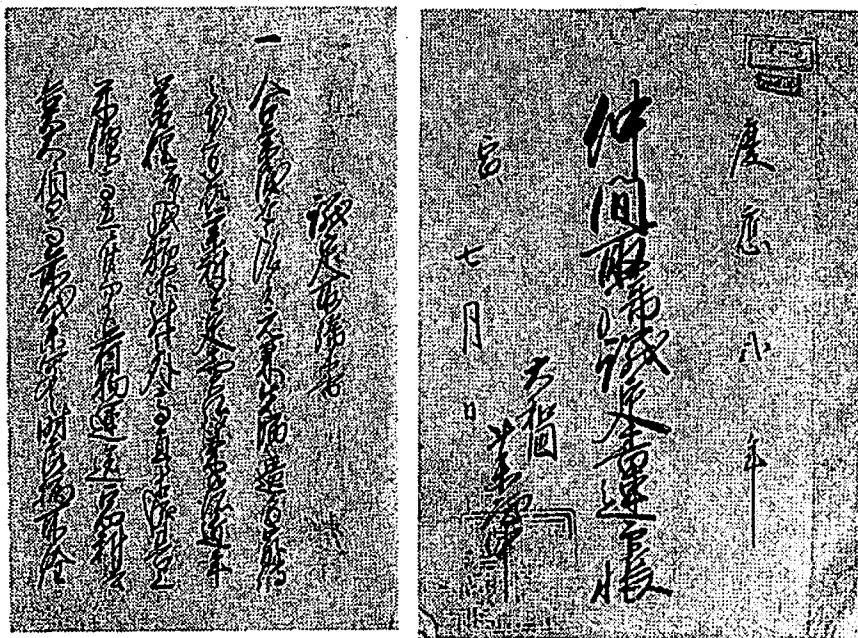
また、富山のような仲間による強力な統制がなかったので、行商地域への割込みや得意先の争奪も起りがちだったようである。これまた中嶋家文書(一、二)によるのだが、さきにもふれたように、一八一三年(文化一〇)市尾村善

七郎が「当国（大和）は勿論西国三十三ヶ国は壹軒ニても相弘メ申間敷候」という約束で、中嶋家の売薬行商に差支えない範囲で太兵衛から東国への行商が認められた。ところがそれぞれが子の代になってから、善七郎がこの約定に背いて大和・河内に置薬をしたばかりか、東国でも中嶋家に迷惑をかけたらしく、一八五七年（安政四）太兵衛から訴訟に及び、善七郎が河内で売弘めた約三〇〇軒の得意先から配置薬のすべて引上げる、これまで大和の三七一か村へ売弘めた約三〇〇軒の得意先からは目薬だけすべて引上げさせることにし、今後は東国における太兵衛・善七郎それぞれの得意先へは双方とも互に売込みに入らない、善七郎は大和のほか西国三三ヶ国へは一軒とても売薬を弘めることはしないなどということに落着いている。

富山 売薬 すでにみたように大和の配置売薬は、富山のように藩の保護を受けられなかったし、富山商人のあとの協定 とを追って得意先をひろげなければならなかった。それだけに困難や苦労も多かったと察せられ

る。しかしながら大和の業者は、そうした困難を乗り越えて、幕末安政のころにはほぼ全国に行商圏をひろげることができた。大和売薬の行商圏の拡大は、当然のことながら富山売薬と競合することになり、時には得意先で対立するようなこともあったであろう。紛争を避けるためにも、互いに協定を取りかわす必要に迫られたことは想像に難くない。一八六六年（慶応二）七月、米田丈助以下七一人の大和の業者と越中国富山惣代三人、加賀領総代二人との間に取りかわされた「仲間取締議定書連印帳」が残されている（米田家文書三）。ここにいう加賀領は、加賀国のことではなく富山藩領をはさんで越中国の東西にあった加賀藩の領地をいい、ここからも多くの売薬商人が出ていたのである。その「議定取締書」の内容は、およそ次のとおりであった。

一、近年薬種や紙類が高値になったうえ、米価の高騰にともない運送料・宿料とも値上りが大きく、渡世相続が難



慶応2年(1866) 仲間取締議定書連印帳

しくなったので、薬価をすべて三割値上げすること

一、不正薬種や毒になるような薬は決して取扱わないこと

一、近年類薬がふえて紛しいので、今後は同じ銘柄のものでも文字や筆法をかえ、紛らわしくないようにすること

一、商売とはいえ一服一粒で人間の病苦を救うものだから、大切に調合すること

一、得意先で値引きをしたり、虚言悪口を申すものがあるという

ことだが、今後はそんなことのないように相慎むことにし、

もし心得違いの者があって確かな証拠があれば、仲間参会の

節にきびしく取締り、その節の入用は当人に出させること

一、他人の得意先へあとから出向いて行き、値引きをして自分の

薬を売込むようなことは絶対してはいけないこと

一、諸国得意先で互に置合せになったとき、他人の薬をけなし自

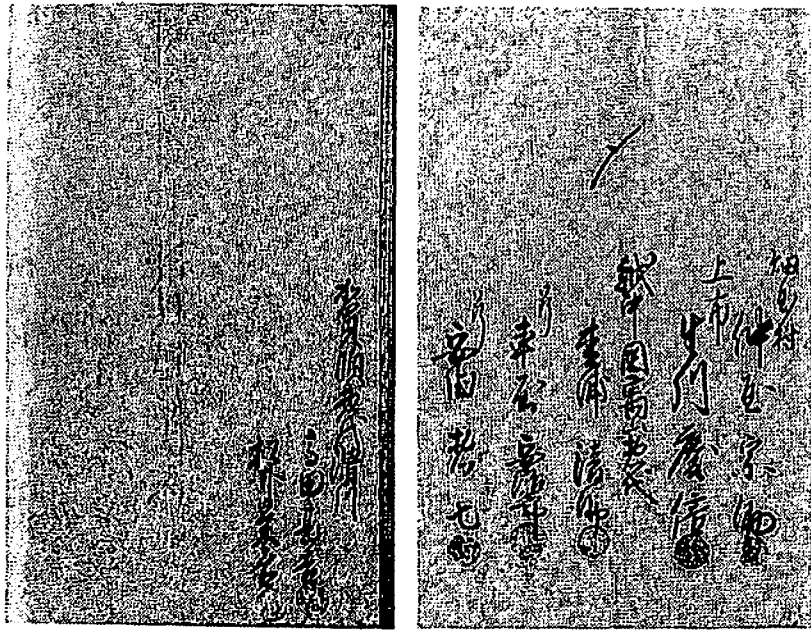
分の薬を自慢するようなことはしてはならないこと(心得違

いがあれば前々条同様とする)

一、不奉公になった奉公人や得意先で不実を働いて暇を出された

奉公人は、先主にことわりなしに召遣ってはならないこと

一、奉公人の給銀は、一か年につき上奉公人は銀五百匁、中奉公



議定書連印帳末尾（富山，加賀領惣代の名が見える）

会費用を割りふること

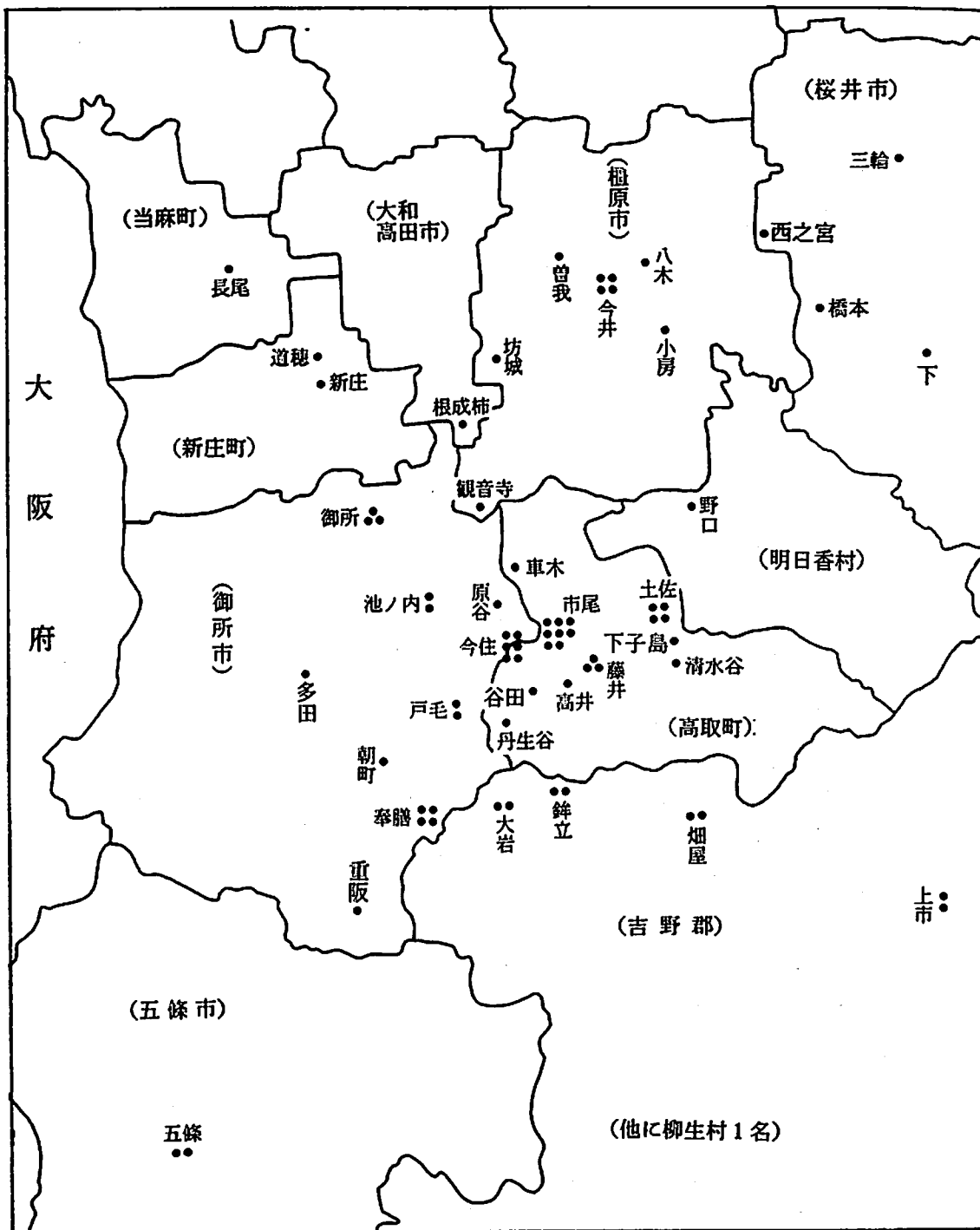
- 一、他国へ赴き、心得違いを以て右の一か条でも約定に背いた者があれば、取締所へ差出しきびしく取締ること。
- これについての費用は不法人の方で支払うこと

この連印帳に名を連ねている七二人は、大和の売薬業者のうち配置売薬に従っていた者の数であろう。配置売薬に

- 人は同三百五十匁、下奉公人は同二百匁に定めること
- 一、置合せ先で、他人の薬袋が空になっていた場合、これを引上げて自分の薬を入れかえる者があるが、そんなことは絶対してはならないこと
- 一、旅行中、酒宴遊興にふけったり、博奕などをする者を見たら、きびしく意見を加え、聞かないときは帳面や荷物を取上げて国元へ送ること
- 一、旅宿で頓死・頓病・長煩いそのほかどんなことがおこっても、見聞次第馳せつけてなるだけ世話をしてやること
- 一、定宿については、申合せて同宿するものとし、きわめて不都合のある場合のみ勝手すること
- 一、右のように取締ることにした以上は、一か年に一度ずつ仲間の差支えのないよう参会すること。その節不参加の者にも参

第2章 大和売薬の成立と展開

図3 慶応2年(1866)配置売薬業者の分布
 (慶応2年7月「仲間取締議定書連印帳」による)



従っていない者は、富山ないし加賀領の売薬行商人との取りきめに加わる必要がないからである。図3はその分布を示したものだが、奈良盆地の南縁部に集中し、今住・市尾がその中心だったことがうかがえる。そして、一八六三年(文久三)の「組合取締連印帳」には薬種屋・合薬屋ともみられなかった土佐・下子島・清水谷などの高取地区に六名の配置売薬業者の現れてきていることが注意される。高取地区は、明治になって大和売薬の中心地として発展することになるのである。